を「、五郎丸東」に改め、「新郷瀬川以西の地域」の下に「並びに新郷瀬川以東で県道百八十八号線及び県道十六号線以西の地域」を加え、「羽黒稲葉西」を「羽黒朝日、羽黒稲葉西」に改め、「羽黒新田」の下に「、羽黒新外山」を加え、「（一般国道四十一号線以北の地域に限る。）」を削り、「江南市」の下に「後飛保町、小杁町、鹿子島町、草井町、」を、「河野町」の下に「、小脇町、慈光堂町、中般若町、般若町、藤ケ丘、前飛保町、宮田町、宮田神明町、村久野町及び和田町」を加え、「、平井山荘」及び「、山本台」を削る。

附　則

この省令は、平成二十九年二月二十四日から施行する。

○経済産業省令第四号

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成二十七年法律第五十号）の一部の施行に伴い、並びに火薬類取締法（昭和二十五年法律第百四十九号）の規定に基づき、及び同法を実施するため、火薬類取締法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十九年一月二十五日

経済産業大臣　世耕　弘成

火薬類取締法施行規則の一部を改正する省令

火薬類取締法施行規則（昭和二十五年通商産業省令第八十八号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「都道府県知事」の下に「（当該製造所が地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市（以下「指定都市」という。）の区域内にある場合にあつては、当該製造所の所在地を管轄する指定都市の長）」を加え、「、第六十七条の二、第六十七条の十」を削る。

第十条第一項中「都道府県知事」の下に「（当該販売所が指定都市の区域内にある場合にあつては、当該販売所の所在地を管轄する指定都市の長。第八十一条の十四の表第四号及び第五号において同じ。）」を加え、「添付」を「添付」に改める。

第十三条第一項中「又は火薬庫」を「又は当該火薬庫」に改め、「都道府県知事」の下に「（当該場所又は所在地が指定都市の区域内にある場合にあつては、当該場所又は所在地を管轄する指定都市の長）」を加える。

第十四条第二項中「都道府県知事」の下に「（当該火薬庫が指定都市の区域内にある場合にあつては、当該火薬庫の所在地を管轄する指定都市の長。次条、第四十一条第一項、第四十二条第二項、第四十三条、第四十四条の二第二項及び第三項、第四十四条の三第二項、第四十四条の四、第四十四条の十四並びに第八十一条の十四の表第七号から第九号までにおいて同じ。）」を加える。

第十五条第一項の表⑴中「都道府県知事」の下に「（指定都市の区域内にあつては、指定都市の長。⑵、⑶、⑷、⑹及び⑻において同じ。）」を加え、同表⑸中「都道府県知事」の下に「（当該消費地が指定都市の区域内にある場合にあつては、当該消費地を管轄する指定都市の長。⑺において同じ。）」を加える。

第三十五条中「住所」を「住所地」に改め、「都道府県知事」の下に「（当該住所地が指定都市の区域内にある場合にあつては、当該住所地を管轄する指定都市の長）」を加える。

第三十六条中「住所」を「住所地」に改め、「都道府県知事（」の下に「当該住所地が指定都市の区域内にある場合にあつては、当該住所地を管轄する指定都市の長。」を、「その都道府県知事」の下に「（当該消費地が指定都市の区域内にある場合にあつては、当該消費地を管轄する指定都市の長）」を加える。

第三十八条の二及び第三十九条中「その交付を受けた都道府県知事」を「当該許可証の交付を受けた都道府県知事又は指定都市の長」に改める。

第四十一条、第四十二条第一項中「又は都道府県知事」の下に「（指定都市の区域内にあつては、指定都市の長）」を加える。

第四十二条第二項中「又は都道府県知事」の下に「（指定都市の区域内にあつては、指定都市の長。第四十四条の二第二項及び第四項、第四十四条の三第二項、第六十七条の七第一項から第三項まで、第八十二条第一項並びに第九十条の二において同じ。）」を加える。

第四十六条中「都道府県知事」の下に「（当該陸揚地が指定都市の区域内にある場合にあつては、当該陸揚地を管轄する指定都市の長。次条及び第八十一条の十四の表第十号において同じ。）」を加える。

第四十八条第一項中「都道府県知事（」の下に「当該消費地が指定都市の区域内にある場合にあつては、当該消費地を管轄する指定都市の長。」を加え、「住所を管轄する都道府県知事」を「住所地を管轄する都道府県知事（当該住所地が指定都市の区域内にある場合にあつては、当該住所地を管轄する指定都市の長）。第八十一条の十四の表第十一号及び第十二号において同じ。」に改める。

第六十五条中「都道府県知事（」の下に「当該廃棄地が指定都市の区域内にある場合にあつては、当該廃棄地を管轄する指定都市の長。」を加え、「住所を管轄する都道府県知事」を「住所地を管轄する都道府県知事（当該住所地が指定都市の区域内にある場合にあつては、当該住所地を管轄する指定都市の長）。第八十一条の十四の表第十四号において同じ。」に改める。

第六十七条の二及び第六十七条の十中「又は都道府県知事」を「、都道府県知事又は指定都市の長」に改める。

第八十一条の十四の表第十五号中「都道府県知事」の下に「（当該住所地を管轄する指定都市の長）」を加える。

第八十二条の見出し中「都道府県知事」を「都道府県知事等」に改め、同条第一項中「当該都道府県」の下に「又は指定都市」を加える。

第八十九条中「又は都道府県知事」を「、都道府県知事又は指定都市の長」に改める。

第九十二条中「都道府県知事」の下に「又は指定都市の長」を、「、都道府県」の下に「又は指定都市」を加える。

様式第1から様式第5までの様式中「産業保安監督部長　都道府県知事」を「産業保安監督部長　都道府県知事又は指定都市の長」に改める。

様式第6から様式第13までの様式中「都道府県知事」を「都道府県知事又は指定都市の長」に改める。

様式第14及び様式第15中「産業保安監督部長　都道府県知事」を「産業保安監督部長　都道府県知事又は指定都市の長　指定完成検査機関名」に改める。

様式第16及び様式第17中「産業保安監督部長　都道府県知事」を「産業保安監督部長　都道府県知事又は指定都市の長　指定完成検査機関名」に改める。

様式第18及び様式第19中「産業保安監督部長　都道府県知事」を「産業保安監督部長　都道府県知事又は指定都市の長　指定保安検査機関名」に改める。

様式第20、様式第21、様式第25及び様式第26中「産業保安監督部長　都道府県知事」を「産業保安監督部長　都道府県知事又は指定都市の長」に改める。

様式第27から様式第30までの様式中「都道府県知事」を「都道府県知事又は指定都市の長」に改める。

様式第47中「都道府県知事」を「都道府県知事又は指定都市の長」に、「都道府県等」を「都道府県等又は指定都市」に改める。

様式第49第1頁中「ちよう付」を「貼付」に、「経済産業大臣　産業保安監督部長　都道府県知事」を「経済産業大臣　産業保安監督部長　都道府県知事又は指定都市の長」に改める。

同様式第2頁中「抜すい」を「抜粋」に、「又は都道府県知事」を「、都道府県知事又は指定都市の長」に改める。

様式第50中「都道府県知事」を「都道府県知事又は指定都市の長」に改める。